

# 病院事業に対する一般会計の負担（繰出）について

## 地方公営企業法

地方公営企業法第17条の2において

- ① その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

については、地方公共団体の一般会計において負担することとされています。

## 病院事業において一般会計で負担している経費

- ① 民間医療機関の立地が困難な地域における医療の提供
- ② 不採算・特殊部門に関わる医療の提供
  - ・ 救急医療の確保
  - ・ 小児医療、周産期医療
  - ・ 精神医療、結核医療、感染症医療 等
- ③ 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
  - ・ 県立がんセンター、県立循環器病センター 等
- ④ 広域的な医師派遣の拠点機能の確保
  - ・ 医師及び看護師等の研究研修
  - ・ 医師派遣等の医師確保対策
- ⑤ その他
  - ・ 看護師養成所、院内保育所の運営
  - ・ 集団検診等の保健衛生行政事務 等

国

交付税

繰出金

地方公共団体

国は、一般会計からの繰出金についてその所要額を地方財政計画に計上し、その一部について交付税措置

【総務省による平成28年度地方公営企業繰出金の考え方】

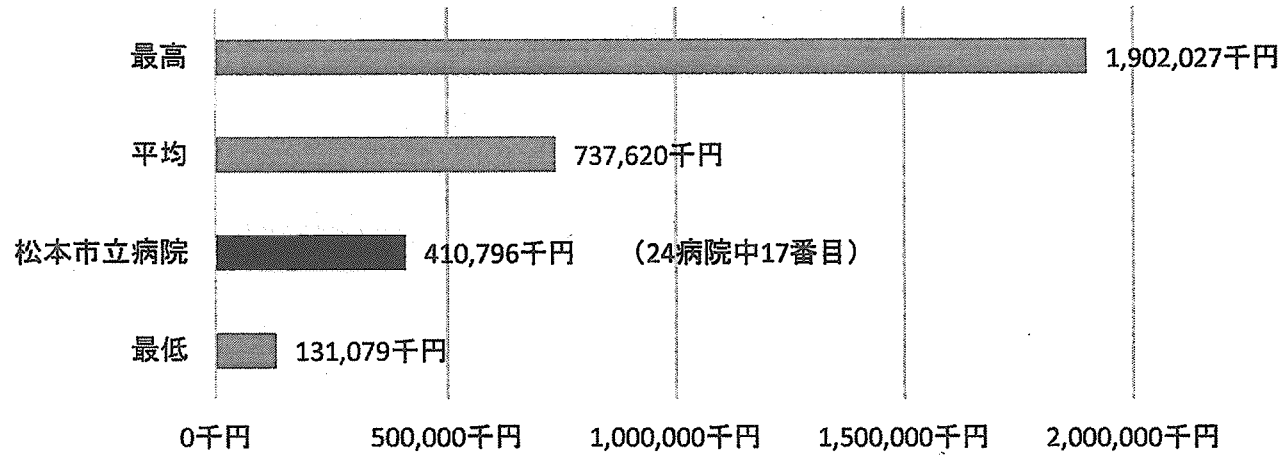
No.	項目	経費負担の考え方
1	病院の建設改良に要する経費	病院の建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1を基準とする。)とする。
2	へき地医療の確保に要する経費	(1) 地域において中核的役割を果たしている病院による巡回診療、へき地診療所等への応援医師又は代診医師の派の派遣及び訪問看護に要する経費等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。 (2) 遠隔医療システムの運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
3	不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院(許可病床数150床未満(感染症病床を除く。))であって、最寄りの一般病院までの到着距離が15キロメートル以上であるもの又は直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人未満のもの)の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
4	結核医療に要する経費	医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
5	精神医療に要する経費	医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
6	感染症医療に要する経費	医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
7	リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
8	周産期医療に要する経費	周産期医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
9	小児医療に要する経費	小児医療(小児救急医療を除く。)の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
10	救急医療の確保に要する経費	(1) 救急病院等を定める省令又は「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日付け医発第692号)に基づく救命救急センターもしくは小児救急医療拠点病院事業もしくは小児救急医療支援事業を実施する病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額とする。 (2) 次に掲げる病院が災害時における救急医療のために行う施設の整備に要する経費に相当する額とする。 ① 災害拠点病院 ② 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする病院及び土砂災害危険箇所所在する病院 ③ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院等 (3) 災害拠点病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等の備蓄に要する経費に相当する額とする。
11	高度医療に要する経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

12	公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
13	院内保育所の運営に要する経費	病院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
14	公立病院附属診療所の運営に要する経費	公立病院附属診療所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
15	保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
16	経営基盤強化対策に要する経費	<p>(1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。</p> <p>(2) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費 病院が中心となって行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1とする。</p> <p>(3) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費 当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部とする。</p> <p>(4) 公立病院改革の推進に要する経費 ア 新改革プランの策定並びに実施状況の点検、評価及び公表に要する経費とする。 イ 新改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い必要となる施設の除却等に要する経費及び施設の除却等に係る企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。 ウ 新改革プランに基づく再編・ネットワーク化に伴い、新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費とする。 エ 新改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い、新たに必要となる建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改良費及び企業債元利償還金の3分の2を基準）とする。 オ 前改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い、新たに必要となる建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額に対する出資に要する経費とする。</p> <p>(5) 医師確保対策に要する経費 ア 医師の勤務環境の改善に要する経費 公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものに相当する額とする。 イ 医師の派遣を受けることに要する経費 公立病院において医師の派遣に要する経費とする。</p>

# 平成26年度決算

# 県内自治体病院繰入金の状況

## 【繰入金総額】



## 【1床あたりの繰入額】

